

学校園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第1版)

令和2年4月17日
加古川市教育委員会

目次

はじめに	01
I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	02
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底	02
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	02
3 免疫力を高める指導	05
4 心のケアについて	05
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	05
6 個人情報の保護について	06
II 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	07
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	08
2 教職員の休暇等の考え方	10
3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方	10
III 臨時休業中の対応	12
1 幼児児童生徒への対応	12
2 教職員の対応	13
IV 障がいの状況に応じた指導・支援	14
V 学校園再開時の教育活動における留意事項	15
1 各教科学習等における留意事項	15
2 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外行事	16
3 健康診断について	16
VI 保護者への注意喚起	17
参考資料集	
・健康観察表（家庭用）	18

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に鑑み、国及び県の通知を踏まえ、現段階での、
学校園において留意すべき事項についてまとめた。

学校園においては、本マニュアルに沿った学校運営を行うこととする。

なお、この取扱いについては、当面の対応指針であり、日々状況が変化しているため、今
後変更が生じる場合があるので、適宜、市教育委員会からの通知等に基づき、対応願いたい。

令和2年4月17日

加古川市教育委員会

基本大原則

- 1 安全を最優先に考え、発熱・咳など、かぜ症状のある幼児児童生徒をはじめ、疑わしき
事案については、原則として、出席停止とすることにより、幼児児童生徒同士及び教職
員との間での接触を避けること。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多
くの人が「密集」、「密接」での会話や発声が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づ
くりを努めること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、幼児児童生徒及び
教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、1か月分は保存する。

*「健康観察表は」各校（園）独自のものを利用可。必要に応じてp17を参照

(2) 登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、マスクの着用など、咳エチケットを守るとともに、手が届かないくらいの距離をおいて、1列で歩くように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

(3) 学校園での朝の健康観察（学級担任等）

- ① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、1回毎に消毒する。
- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③ 出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。
- ⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。

感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に、手指は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

- 1 流水でよく手をぬがした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのぼすようにこすります。
- 3 指先・爪の隙を念入りこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗いします。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやる。

マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

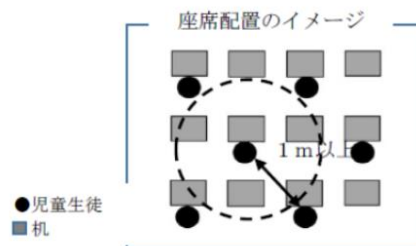
- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳にかける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う

何もせずに咳やくしゃみをする 咳やくしゃみを手でおさえる

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan 厚生労働省 厚労省 検索

(2) 教室内の換気・配席の工夫

- ① 可能な限り窓は常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。
- ② 教室内では、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を可能な限り一定程度（2m程度が望ましい）離す。
- ③ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を離すよう配慮する。1学級の人数が20人程度の場合は、座席間を1m以上離して交互に着席させるなど工夫する。
- ④ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、飛沫を飛ばさないよう、マスクを必ず着用する。
- ⑤ マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。マスクは、いずれの色も可とする。



*マスクの作り方（加古川市ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内）

https://www.city.kakogawa.lg.jp/fukushikenko/iryu_kenko/kansensho/17430.html

● クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。

2 人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第2版] 2020年3月15日改訂
- ・2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

密を避けて外出しましょう!

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろった場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ 検閲

(3) 給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共有しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクをするまた、会食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

(4) 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレ等、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上、ペーパータオル等に各校園に配布した消毒液を十分に含ませて清掃を行う。

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

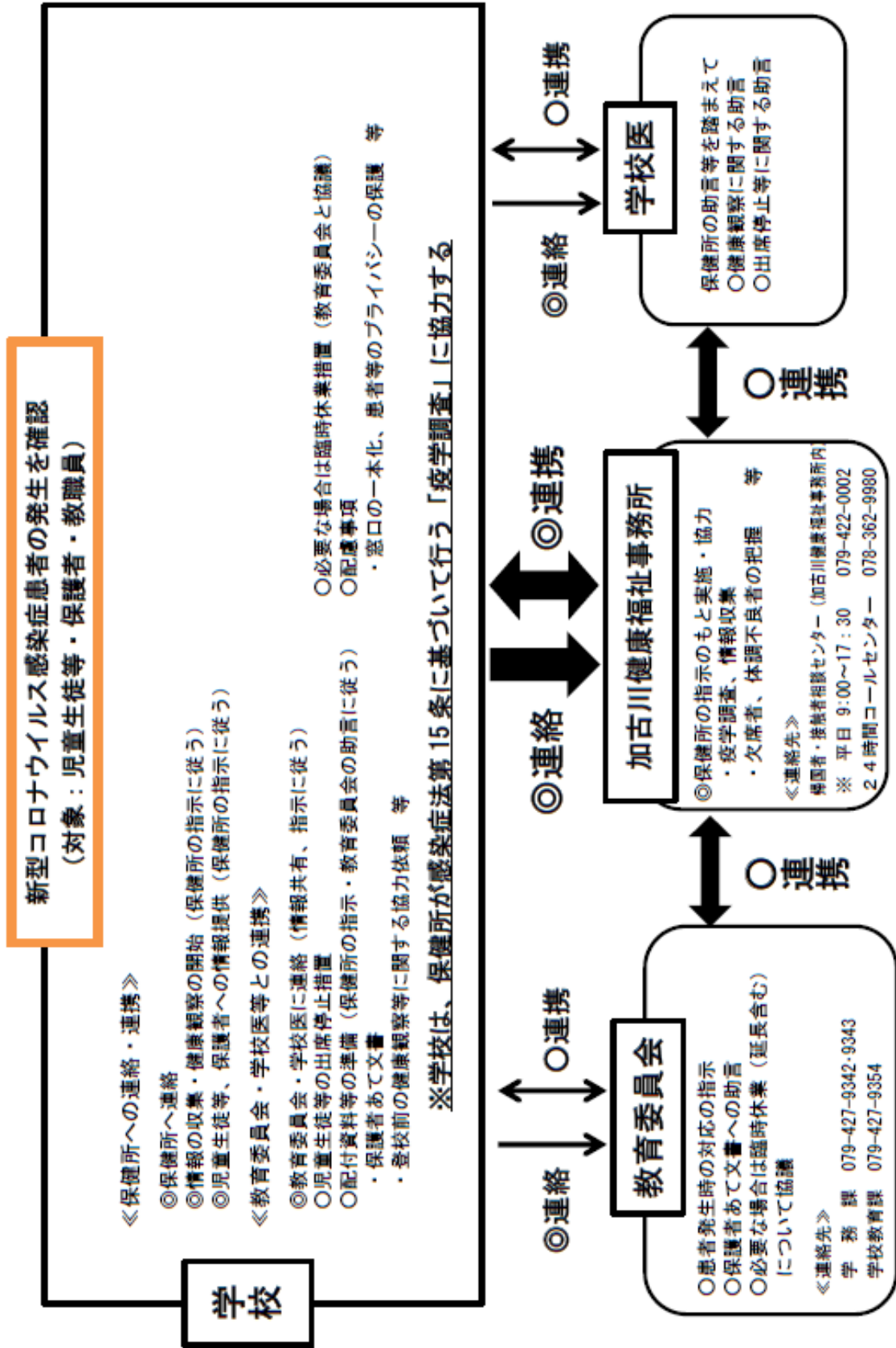
本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しもが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

II 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について



1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする
幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された
場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱
いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日： 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす14日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日： 家族が濃厚接触者と認定された日

終了日： 家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日： 症状の出た日

終了日： 3日以内に快癒すれば、その翌々日

※症状が、4日以上続けば、帰国者・接触者相談センターへ要相談

- ② 症状が4日以上続き、帰国者・接触者相談センターへ相談した場合
終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日
- ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合
終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間
⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校での感染症対策について丁寧に説明するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校できない幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしないように配慮し、学級担任が、健康状態の把握、学習内容の進捗状況について連絡を行う。

(5) 医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和2年3月24日付元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については以下のように取り扱う。

① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い*ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減ら

すなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用をさけるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告をもとに、次により臨時休業を決定する。

(1) 幼児児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 学校園の臨時休業

「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」(p7)の(1)①の「感染」が判明した場合、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、消毒及び感染経路の確認のため、一旦学校園の臨時休業を行う。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日を、学校園休業
始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日を、学校園休業 ・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講ずる
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日を、学校園休業

② 学級閉鎖

感染により出席停止となった幼児児童生徒が属する学級については、学校（園）医と相談のうえ当該幼児児童生徒の最終登校（園）日の翌日から14日間の学級閉鎖を行う。

(2) 幼児児童生徒が濃厚接触と認定された場合の臨時休業措置

① 学級閉鎖

保健所及び学校（園）医の指示に従い、学級閉鎖を行う。

② 学年閉鎖

学級閉鎖が、当該学年で複数にまたがっている場合、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、学年閉鎖を行う。

③ 学校園の臨時休業

学年閉鎖が当該校園において複数にまたがる場合等に、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校園の臨時休業を行う。

④ 休業の期間

出席停止となった者の最終登校日の翌日から 14 日間

⑤ その他

上記を基本に、休業の実施にあたっては以下の点を考慮する。

- ・地域の患者発生の状況を踏まえること
- ・個別の病状を踏まえること

(3) 幼児児童生徒の家族が濃厚接触者と認定された場合の臨時休業措置

原則臨時休業としない。対応を迷うことがあれば、保健所及び学校（園）医と相談する。この時点での情報の取扱いには十分気を付ける。

(4) 教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合の対応

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、市教育委員会と協議のうえ、決定する。

Ⅲ 臨時休業中の対応

国及び県からの要請・通知及び本市罹患状況を踏まえて総合的に判断し、一定期間、臨時休業を行う。その場合は、以下の内容に留意する。

1 幼児児童生徒への対応

(1) 学習サポート

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることを防ぐよう、児童生徒の状況等も踏まえながら、登校日やポスティングなどにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じる。

児童生徒には下記の内容を指導する。

- ・計画的に学習すること
- ・発達段階に応じた学習時間を示すこと
- ・規則正しい生活をする
- ・読書の時間を設けること
- ・適度な運動についても取り組むこと
- ・不要な外出をしないこと

(2) 心のケア

週に1回程度、登校日や電話等により、幼児児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、健康状態を把握する。自宅で過ごす幼児児童生徒がストレス等、不安を抱えている場合には、関係機関と連携し、心のケアを行う。

※相談窓口については p 17 参照

(3) 登校（園）日の設定

県の対処方針に基づくとともに、市全体の状況を踏まえたうえで、登校（園）日（授業日としない。）を適切に設定する。その際、「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に基づき、感染拡大防止を徹底する。

登校（園）日においては、児童生徒の学習状況の確認や家庭学習を課すなど、学習サポートを行うとともに、幼児児童生徒の心身の健康状態の管理を行う。

また、登校（園）日は、授業日ではないことから、登校（園）しなくても欠席とされないことを保護者、幼児児童生徒へ周知すること。登校（園）できない幼児児童生徒に対しては、電話や家庭訪問等で健康面の確認、学習活動への指示等を行う。

2 教職員の対応

(1) 感染リスクの回避

① 3つの原則の徹底

- ・マスク着用
- ・手洗いの励行
- ・食事はできる限り一人とする

② 在宅勤務

令和2年4月13日付加教学第5047号加古川市教育長通知に基づき適切に対応する。

③ 就業エリアの分散

職員室に集まるのを避け、就業エリアを分散する。特に、同じエリアで食事をとらないよう注意する。

④ 時差出勤

(2) 服務規律の確保

① 情報管理の徹底

② 公務員として市民から見られていることを意識した行動

IV 障がいの状況に応じた指導・支援

平成30年文部科学省令第27号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び、新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒が安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意する。

- ① 年度当初、各校園が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該幼児児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。
- ② 「関係機関等」としては、例えば、当該幼児児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校、保護者、関係機関等が連携を図り、幼児児童生徒の生活状態の的確な把握とサポートに努める。
- ③ 幼児児童生徒の状況確認や把握については、子どもによって障がいが様々なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に幼児児童生徒の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努める。

なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障がいや疾患のある幼児児童生徒が登校（園）する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しながら、主治医、学校（園）、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携する。

- ④ 通級による指導を受ける児童生徒のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携する。

V 学校（園）再開時の教育活動における留意事項

令和2年度は年間行事を大幅に見直し、1学期の学校行事と校外活動を夏季休業日以降に変更する。学校行事等を行わない時間を学習にあて、1学期は学習に重点的に取り組むこととする。その際、前年度の3月に指導予定であった内容から実施し、今年度内に、教育活動が終了するよう計画する。

また、今後の状況によっては、夏季休業日の活用及び2学期以降の学校行事の中止についても検討する。

1 各教科学習等における留意事項

「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に加え、次の内容を考慮する。

(1) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ICT機器を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。

※ICT機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭くこと。

(2) 特に配慮を要する教科

- 技術・家庭科（家庭分野）
 - ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせる。
 - ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行う。
- 体育科、保健体育科
 - ・飛沫感染の恐れがない活動時には、マスクを着用せずに活動してもよい。
 - ・できる限り、屋外で学習する。
 - ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。
(開放が難しい場合は、20～25分ごと30分～1時間に1回活動休止し、10分程度の換気を行う。)
 - ・体づくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。
例：サッカーにおけるボールの奪い合い　バスケットボールにおける防御
 - ・近距離での会話や活動は避ける。
 - ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
 - ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らない

よう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。

- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行う。
- ・できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。 【小学校】
- ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導する。 【中学校】

○ 音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当面の間、歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせる。

○ 英語・外国語活動

- ・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

2 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

- ・1学期での実施は行わない。夏季休業中を含め、2学期以降に変更とする。その場合は、関係業者や宿泊施設等との連絡調整を行う。その際、2学期以降の延期の可能性も含めて、丁寧かつ慎重な打合せを進める。
- ・延期や中止に伴うキャンセル料等については、「文部科学省 緊急経済対策パッケージ」（令和2年4月7日）において、「修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、一定の所要額を自治体等に対して支援します。」とあることから、キャンセル料が発生する場合には市教育委員会に連絡する。

3 健康診断について

令和2年度の幼児児童生徒の定期健康診断については、1学期は実施せず、2学期以降に実施する。

VI 保護者への注意喚起

幼児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校（園）外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

また、臨時休業期間中、幼児児童生徒の心のケアが必要になることも想定されることから、下記の相談窓口についても保護者に知らせておく。

相談窓口

- | | | |
|------------------------------------|--------------|---------------------|
| ◆ こころの健康相談統一ダイヤル | 0570-064-556 | ※平日は要時間確認、土日祝 24 時間 |
| ◆ 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル | 078-382-3566 | ※平日 18 : 00~8 : 00 |
| ◆ ひょうごっ子悩み相談センター | 0120-783-111 | ※9 : 00~21 : 00 |
| | 0120-0-78310 | ※24 時間（子供 SOS ダイヤル） |
| ◆ 加古川市教育相談センター
（不登校・心のケアに関すること） | 079-421-5484 | ※平日 9 : 00~17 : 00 |
| ◆ 加古川市少年愛護センター
（生徒指導に関すること） | 079-423-3848 | ※平日 9 : 00~17 : 00 |

健康観察表 群 組 名前

	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日にち	4/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	水														
体温	36.0 度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
せき	あり (なし)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
のどの痛 み	あり (なし)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
鼻水・ 鼻づまり	あり (なし)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
体調	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい
その他 (にがい、せがし すつう、げり ない、頭痛、下痢 など)															
保護者 サイン															

※ 登校しない日も含めて毎朝、体温を測り、健康観察の結果を記録し、保護者サインのうえ、毎日ご持参ください

※発熱等の風邪の症状がみられる場合は、電話で学校園に連絡のうえ、自宅で休養してください。